

第2次白石町環境基本計画

【令和8（2026）年度～令和17（2035）年度】



令和8年3月



佐賀県白石町

ごあいさつ

白石町は、有明海や白石平野をはじめとした豊かな自然の恵みを楽しみ、多彩な伝統や文化とともに発展してまいりました。

近年では、地球温暖化、資源の枯渇、生物多様性の減少など、様々な環境問題が世界規模で進行しており、私たちの暮らしにもその影響が及んでいます。また、私たちが利便性や快適性を追求してきた代償として、環境への負荷が増す中で、これからの時代を担う子どもたちに健全な自然環境を引き継ぐ責任があります。



白石町環境基本計画は、こうした課題に取り組むための指針であり、町民、事業者、行政が一体となり、持続可能な社会を築くための道標となるものです。

今般、平成28年2月に策定した当初計画を見直し、第2次白石町環境基本計画を策定しましたが、この計画を実現するためには、皆様の積極的な参加と協力が欠かせません。

ごみの減量化やリサイクルの推進、省エネの実践、身近な自然環境の保全活動など、日頃からの私たち一人ひとりの小さな努力が大きな成果を生み出し、地域全体の環境の改善や向上につながります。

本町の豊かな自然環境を保全し、将来の世代に継承するため、また、町総合計画の基本理念である「人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち」の創造に向け、町民や事業者の皆様の声を反映させながら、より良い環境づくりに向けた取組や施策を展開し、環境にやさしい、住みよいまちづくりを進めるため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、第2次白石町環境基本計画の策定にあたり、長時間ご審議をいただきました環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました方々に感謝申し上げます。

令和8年3月
白石町長 田島 健一



目次

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の目的と概要.....	1
第2節 計画の役割と位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の対象分野.....	2
第5節 計画を策定するにあたっての基本的な考え方とポイント.....	3
第6節 計画の主体とその役割.....	4

第2章 環境の現状と課題

第1節 環境情勢.....	5
第2節 白石町の概況.....	6
第3節 白石町の環境の現状と課題.....	10

第3章 基本理念と目指すべき環境像

第1節 基本理念.....	14
第2節 目指すべき環境像.....	15

第4章 環境像の実現に向けた取り組み

第1節 施策体系.....	16
第2節 具体的な施策.....	17
基本目標1：地球温暖化対策を推進するまち.....	17
基本目標2：環境学習、環境保全活動を推進するまち.....	25
基本目標3：快適な生活環境を確保するまち.....	29
基本目標4：自然環境を守り、育てるまち.....	34
基本目標5：資源が循環するまち.....	40

第5章 計画の推進体制・進行管理

第1節 推進体制.....	44
第2節 進行管理.....	45

附属資料

資料1	白石町環境基本条例	47
資料2	白石町環境審議会規則.....	50
資料3	白石町環境審議会委員名簿.....	51
資料4	諮問書及び答申書	52
資料5	環境基本計画策定経過.....	53
資料6	用語解説.....	54

本文中に「※」のある用語は、附属資料に用語解説を示しています。同じページに複数回出てくる場合は、最初の実語に「※」をつけています。

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の目的と概要

本町では、平成27年4月に「白石町環境基本条例」（以下「条例」）を施行しました。それに基づき、「白石町環境基本計画」（以下「本計画」）を策定しました。

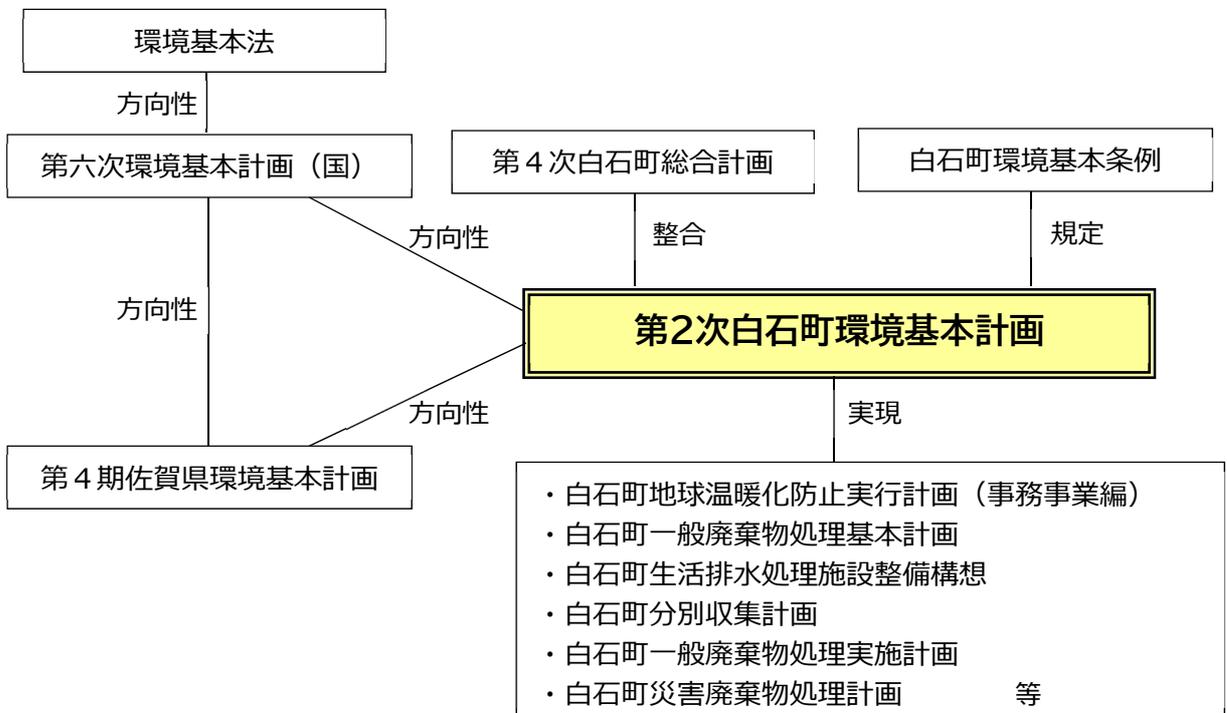
本計画は、本町の環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、良好な環境を確保し将来の世代へ継承していくための計画です。

本計画は、平成28年2月に当初計画を策定、計画期間を平成28年度から令和7年度の10年間とし、その後、第3次白石町総合計画との整合を図るため、令和4年3月に計画の中間見直し版を策定しました。

今般、当初計画の計画期間が令和7年度で満了すること及び新たに策定する第4次白石町総合計画との整合性や環境情勢・地域課題の変化に対応するため、第2次白石町環境基本計画を策定しました。

第2節 計画の役割と位置づけ

本計画は、白石町総合計画をはじめとして、環境に関連する個別計画との整合を図りながら進めます。



【図：本計画の位置づけ】

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度の10年間とします。これは環境の保全や改善に向けた長期的な視点での取組を行うためです。

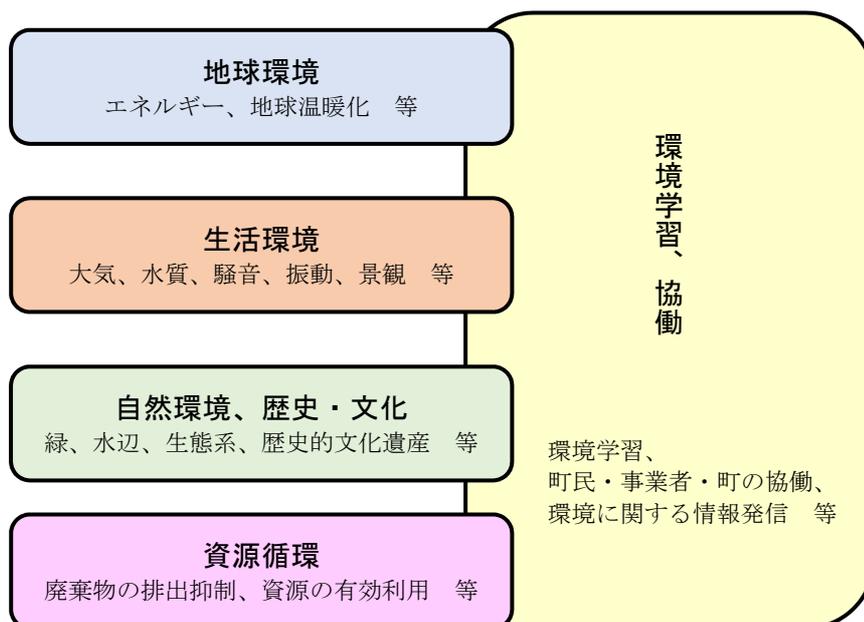
なお、計画策定以降の環境課題や社会を取り巻く情勢への対応、白石町総合計画などとの整合を図るため、計画始期から5年目となる令和12年度に計画期間の後半での取組内容について見直しを行います。また、令和17年度に計画の全面的な改定を行い、次期環境基本計画を策定する予定です。

○白石町総合計画と白石町環境基本計画の計画期間比較

H18	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
第1次総合計画 H18～H26 (9年間)		第2次総合計画 当初：H27～R2 (6年間) ※コロナ禍のためR3まで期間延長 (7年間)					第3次総合計画 R4～R7 (4年間)				第4次総合計画 R8～R11 (4年間)				第5次総合計画 (仮) R12～R〇 (〇年間)							
第1次環境基本計画H28～R7 (10年間) 【R3年度に中間見直し】 ※当初、R2年度に中間見直し予定であったが、 総合計画の延長に伴いR3年度に見直しを行った。										第2次環境基本計画R8～R17 (10年間) 【R12年度に中間見直し予定】												
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目			

第4節 計画の対象分野

本計画の対象分野は、白石町環境基本条例第7条（施策の策定等に係る基本方針）に基づき、「地球環境」「生活環境」「自然環境、歴史・文化」「資源循環」の4つと、施策の推進を支える「環境学習、協働」とします。



【図：計画の対象分野】

第5節 計画を策定するにあたっての基本的な考え方とポイント

本計画の策定にあたり、町の環境に関する満足度や将来の重要度、課題などを把握するため、令和7年8月に町民・事業者アンケートを行いました。また、社会情勢、本町の環境の現状と課題を把握し、本計画への反映に努めました。

計画の策定にあたっては、以下の3つを重視しました。

ポイント1 良い環境を将来の世代に引き継ぐための計画とする

本町には、山と海があり、その間に広い平野とそこを流れる河川・水路があります。また、それらの自然環境に培われた歴史と文化があります。これらは本町の宝であり、本計画は本町の良い環境を将来の世代に引き継いでいくための計画としました。

ポイント2 町民・事業者・町がそれぞれの立場で行動する計画とする

環境に関する問題は、様々な分野にまたがっており、解決には時間と労力がかかります。そのため、町民・事業者・町が、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を積み重ねることが重要です。本計画は、町民・事業者・町がそれぞれの立場で実施可能な環境への配慮を促す計画としました。

ポイント3 町民、事業者に分かりやすい計画とする

本計画を実行につなげるためには、本計画に示した取り組みを町民、事業者の方に知っていただき、日常生活や事業活動で実践していただくことが重要です。そのため、本計画は、分かりやすさを重視し、町民、事業者が実際に取り組んでみようと思える計画としました。

第6節 計画の主体とその役割

本計画の主体は、町民・事業者・町です。各主体の役割は、白石町環境基本条例の第4条から第6条に示すとおりとします。

白石町環境基本条例（抜粋）

（町の役割）

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、基本理念に基づき、町民及び事業者（以下「町民等」という。）と協働し、環境の保全等に努めるものとする。

（町民の役割）

第5条 町民は、基本理念に基づき、住みよい生活環境を築くため、自らの行動によって、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町民は、町及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、自らの責任と負担において、その事業活動に伴う環境への負荷の軽減その他の環境の保全等に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

3 事業者は、環境の保全等に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。

4 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の^{*}発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。

5 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、事業者は、町及び町民と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

第2章 環境の現状と課題

第1節 環境情勢

【現状】

○**気候変動** 地球温暖化が進行しており、これにより異常気象（洪水、干ばつなど）が頻発しています。温暖化は、温室効果ガス（特に二酸化炭素）の排出によって加速され、産業革命以来の急激な温暖化が観測されています。

○**生物多様性の喪失** 森林伐採、都市化、農地の拡大、乱獲などが原因で、生物多様性が失われつつあります。種の絶滅が進み、生態系のバランスが崩れ、人間社会にも影響を与えています。

○**大気汚染と水質汚染** 工業化や都市化によって大気や水質の汚染が進んでおり、有害な化学物質や廃棄物が含まれることで健康や生態系に深刻な影響を与えています。

○**資源の枯渇** 化石燃料や鉱物資源の使い過ぎによって、地球上の資源が枯渇しつつあります。再生可能エネルギーへの移行が進んではいますが、化石燃料への依存は依然として高い状況です。

【課題】

○**温室効果ガス削減の遅れ** 世界的に温室効果ガスの排出削減目標が設定されていますが、実際には削減が遅れており、温暖化の進行を食い止めるには更に強力な対策が必要です。

○**再生可能エネルギーの導入促進** 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力など）の普及が進んでいますが、依然として化石燃料が主流であり、エネルギーの転換には技術的・経済的な課題があります。

○**資源循環の推進** 資源の使い捨て文化を改め、リサイクルや再利用を推進することが求められています。そのためには社会全体の意識改革とインフラなどの整備が必要となります。

○**環境教育と意識向上** 環境問題への理解と意識を深め、個人の行動や企業の方針を変えていくことが重要です。環境教育の充実が求められます。

これらの課題に対処するためには、行政、事業者、町民の一人ひとりが連携し、持続可能な社会を目指す必要があります。

第2節 白石町の概況

《白石町の位置と地勢》

本町は、北は六角川を境に大町町、江北町、小城市に、西は武雄市及び嬉野市に、南は塩田川を境に鹿島市に接し、東南側は有明海に面しています。

本町の土地は、西に杵島山系、東に干拓事業で造成された白石平野が広がっています。六角川や塩田川等の河川は、白石平野を通り、有明海に注いでいます。また、土壌は、粘質土壌であり、米・麦、野菜、施設園芸等の農業好適地帯となっています。



【図：白石町の位置】

《気候》

本町の令和6年における年平均気温は、17.1℃（気象庁白石観測所 令和6年観測）です。平坦地では、冬の間、北西の季節風が北部山地を越えて吹き寄せるため、寒気が感じられますが、全体としては温暖な気候となっています。

降水量は夏季に多く、冬季に少なくなっており、年間総降水量は1570.5mm（気象庁白石観測所 令和6年観測）です。

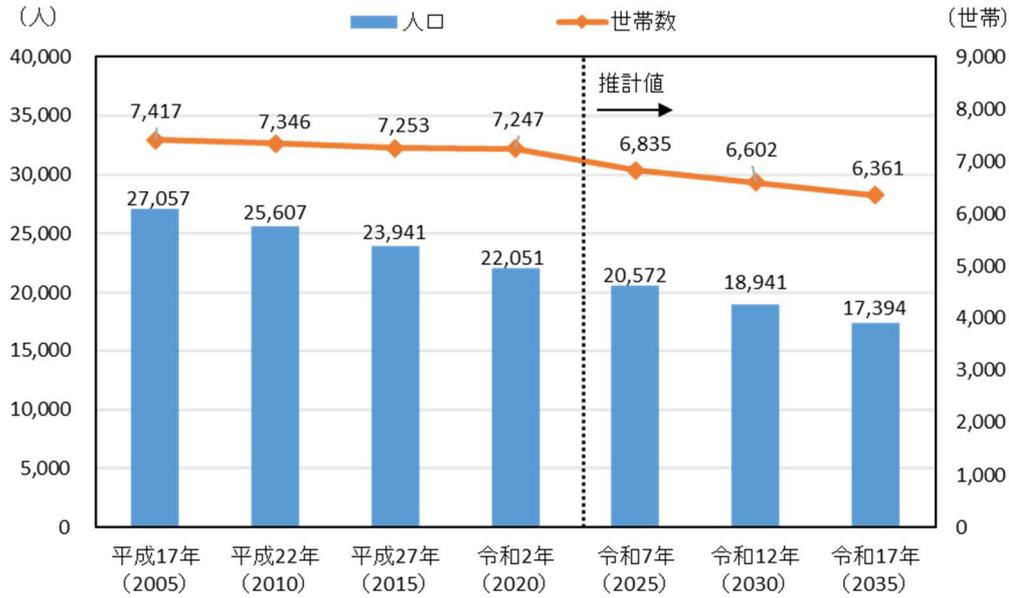
《沿革》

本町は、平成17年1月1日、平成の大合併により、旧白石町、旧福富町、旧有明町が合併して誕生しました。

本町は、杵島山系、白石平野、有明海と自然豊かな環境の中で、第一次産業を中心に発展してきました。有明海沿岸では、干拓により農地を拡大し、その農地を守るための海岸堤防が強化されてきました。

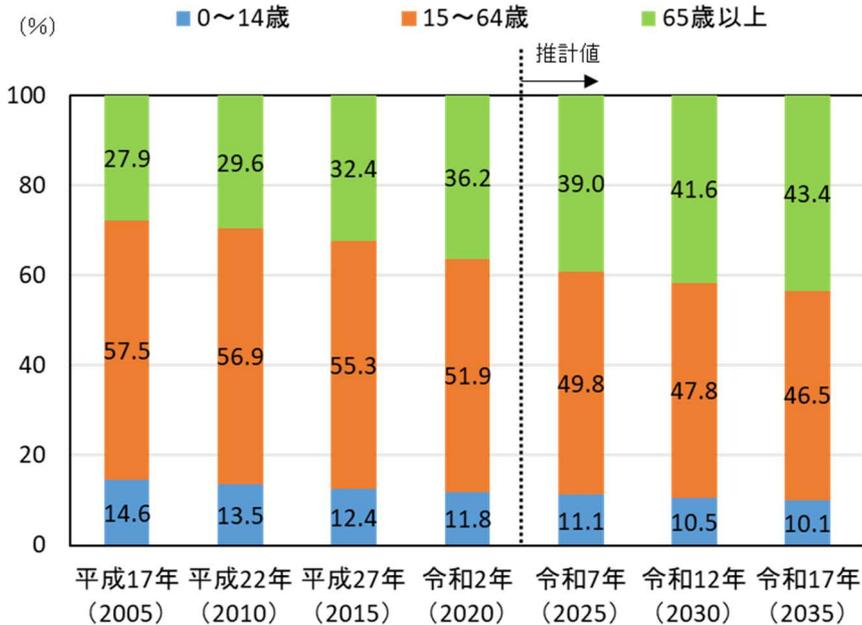
《人口》

令和2年10月1日現在の本町の総人口は22,051人、世帯数は7,247世帯となっています。今後も、総人口、世帯数ともに減少し、令和7年に20,572人、6,835世帯になると推定されています。年齢3区分別人口構成比を見ると、令和2年10月1日現在の老年人口(65歳以上)は人口の36.2% (7,988人)であり、将来においても増加すると推定されています。



【図：人口・世帯数の推移】

注) 令和2年までは国勢調査結果、令和7年以降は国勢調査の値をもとにした推計 (人口推計：社人研公表値 H30. 3、世帯推計：白石町人口ビジョン R2. 3 改定版)。



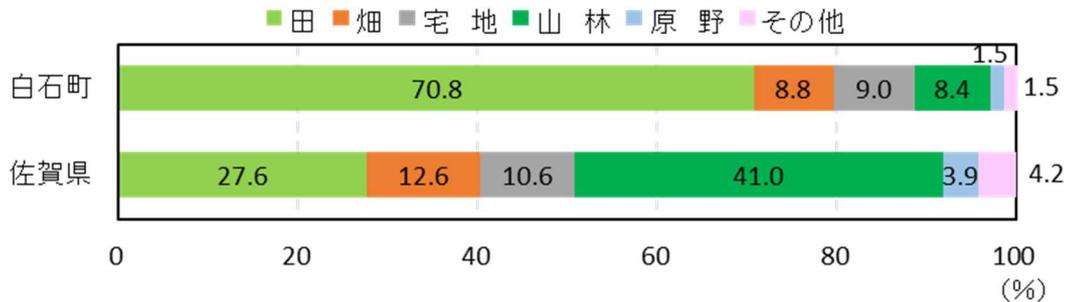
【図：年齢3区分別の人口構成比の推移】

注) 令和2年までは国勢調査結果 (不詳を除く。)、令和7年以降は国勢調査の値をもとにした推計 (推計：社人研公表値 H30. 3)。

《土地利用》

令和4年1月1日現在の本町における民有地の土地利用状況は、田が70.8%、畑が8.8%、宅地が9.0%、山林が8.4%となっています。

佐賀県と比較すると、田の割合が非常に多く山林の割合が少ない傾向にあります。



【図：佐賀県と白石町の土地利用（令和4年）】

資料：「佐賀県統計年鑑（令和5年度版）」（令和7年3月佐賀県）

《交通網》

本町は、佐賀市から車でおよそ40分、武雄北方I.Cから車で20分、嬉野I.Cから車で30分の場所に位置しています。本町の中央部を南北方向には、国道207号線と国道444号線、JR長崎本線が通っています。その他に、県道武雄白石線（県道345号線）、県道武雄福富線（県道36号線）等が通っています。交通手段を補完するために、あいのりタクシー（道の駅しろいし～牛津駅前）やコミュニティタクシー「いこカー」（福富線、牛間田横手線）、「予約制いこカー」（自宅～町内指定停留所）を運行しています。現在、沿岸部においては、福岡県大牟田市から佐賀県鹿島市に至る、延長約55kmの地域高規格道路「有明海沿岸道路」の整備が行われています。

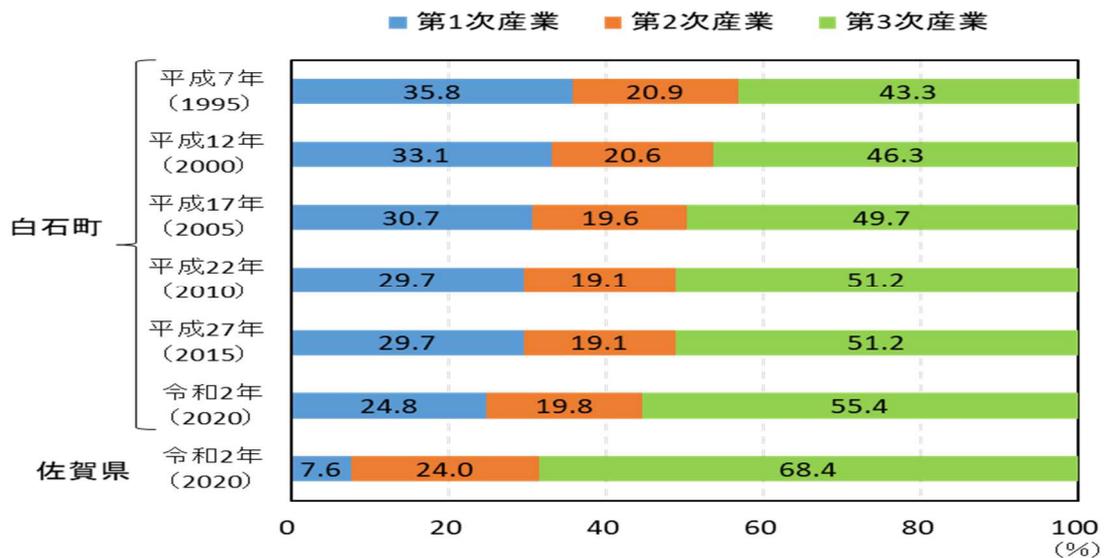


【図：本町の交通網】

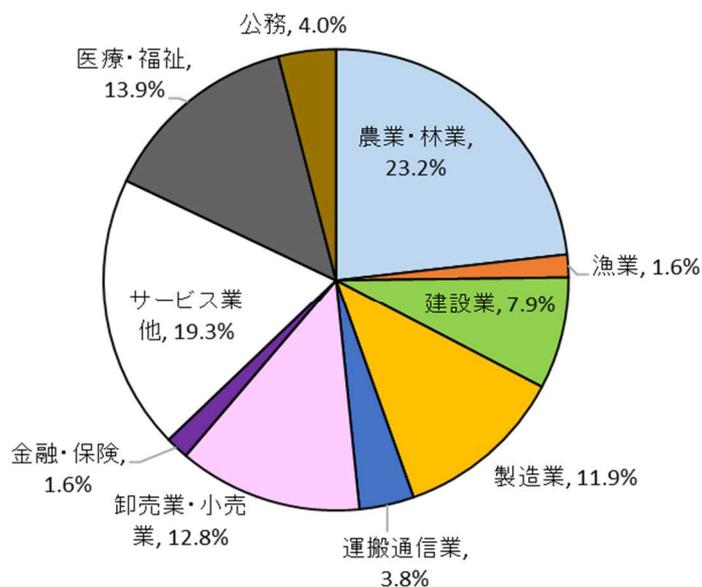
《産業》

本町は、佐賀県と比較して、第一次産業に就業している人の割合が多く、玉葱、レンコン、海苔は、特産品となっています。また、本町のマスコットキャラクター「しろいしみのりちゃん」のモチーフになっている米やイチゴをはじめ、大豆、小麦、キャベツ、レタスやスイートコーン、しろいし牛等も主な農畜産物です。

有明海は、国内最大といわれる約 8,600ha の干潟が出現することで知られており、ムツゴロウ、ハゼ、ワラスボ等の魚、牡蠣やウミタケ等の貝、シオマネキ（カニ）等の珍しい生きものが見られます。また、沿岸では、海苔の養殖が行われ、この佐賀県産海苔は、海の栄養素を豊富に吸収し、独特の風味と食感を持っています。



【図：産業別就業者の推移】 資料：「国勢調査」（統計局ホームページ）



【図：白石町の産業別就業人口の割合（令和2年）】 資料：「国勢調査」（統計局ホームページ）

第3節 白石町の環境の現状と課題

《自然環境》

■緑と水辺

本町の緑の豊かさや干潟の存在は、人々の暮らしを育み、町の魅力を高めています。土地利用状況を見ると、農地が町の大部分を占めています。

本町では、農家数の減少や従事者の高齢化が進んでおり、新規就農者の確保や農林水産物の生産に留まらず、加工や販売も合わせた総合産業化により、各産業がともに活性化することが求められています。また、近年、有害鳥獣被害も深刻化しており、その対策が求められています。

■生きもの

本町には、貴重な生きものが生育・生息しています。山林ではツクシアオイやムヨウラン等が、海岸ではシチメンソウ等が生育しており、干潟では、ムツゴロウやシオマネキ、シギ類、チドリ類等が生息しています。

また、近年では、国の特別天然記念物、かつ、国内希少野生動植物種に指定されているコウノトリが本町内に飛来、営巣していることから、これらの生育・生息環境を保全していくことが求められます。

■歴史的文化遺産

本町の自然は、生活の身近にあり、歴史や文化の形成にも影響を与えています。例えば、浮立や豆祇園等が伝統的な行事として行われていますが、その担い手の減少が課題となっています。また、ムツゴロウの甘露煮がのっている須古寿しは、本町の伝統的な食文化です。その他、有明海沿岸に見られる堤防跡は、干拓により農地を拡大し、その農地を守るために堤防を築いてきた本町の歴史を示しており、また、国指定史跡を目指している須古城址は一層の保存や活用を進める必要があります。本町に残る歴史的文化遺産を保全し、将来の世代に引き継いでいくことが本町の魅力を維持するために重要といえます。

《生活環境》

■水環境

本町が面している有明海の※CODは、令和5年度の調査では、6地点中4地点で環境基準を達成しています。一方、本町の河川・水路における令和7年度の水質検査では、約6割の調査地点で※環境基準を達成していない状況にあり、家庭雑排水が原因と考えられる水質汚濁を減らすため、集合処理施設への接続及び個別処理施設の普及促進が必要となっています。本町の令和6年度末の汚水処理人口普及率は、75.1%であり、佐賀県全体（88.3%）と比較して低い状況です。そのような状況で、河川・水路等の水の循環による水質改善等も必要とされています。※佐賀西部導水路（嘉瀬川ダムを水源とする水路）等から流入する用水は、クリークに放流されていることから水質の改善が期待されています。

【表：本町の河川・水路の水質検査結果（令和7年度）】※検査時期 R7.9～10月

	全て ^{注2)}	※pH	※BOD	※SS	※DO
環境基準 ^{注1)} を達成している地点数 ／調査地点数	18／47	31／47	34／47	46／47	45／47
達成率（%）	38.3	66.0	72.3	97.9	95.7
環境基準	—	6.0～8.5	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上

注1) 生活環境の保全に関する環境基準のうち、D類型の値を参考値として利用している。

注2) pH、BOD、SS、DOの全て。

資料：白石町ホームページ「河川・水路の水質検査結果について」

■大気環境等

一般環境大気測定局「白石」局の令和6年度の測定結果を見ると、二酸化いおう、二酸化窒素、※微小粒子状物質（PM2.5）、及び浮遊粒子状物質は、環境基準を達成しています。なお、※光化学オキシダントは「白石」局では測定されていませんが、本町に近い「武雄」や「鹿島」の大気測定局の測定結果では、環境基準を達成していません。今後は、佐賀県からのPM2.5等の大気汚染物質の注意発令時、注意喚起を周知する際の伝達方法の徹底が求められています。

また、本町では、農業系の残さ（稲わら、麦わら等）等の野焼きが依然として問題となっており、その対策が必要となっています。その他、本町が地理的に水源に乏しいことから、以前は主に農業利用の地下水採取による地盤沈下が問題となっていました。佐賀西部導水路（嘉瀬川ダムを水源とする水路）等の用水路建設により、安定的な農業用水が供給されるようになり、地盤沈下がおさまってきています。

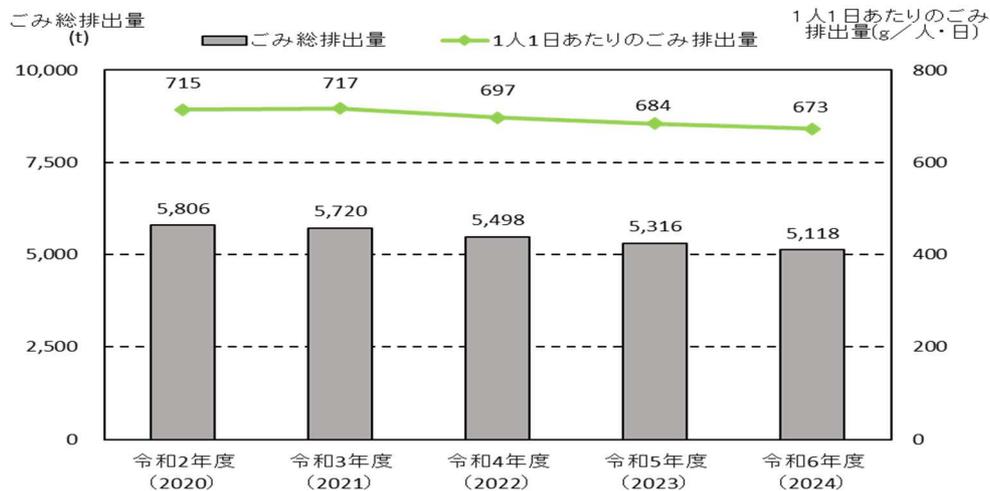
■まち並み

本町では、管理が行き届いていない空家等に対する苦情が増えています。また、山林や海岸沿いなどへのごみの不法投棄も問題となっています。今後は、活用も含めた空家等対策やごみの不法投棄撲滅、犬や猫などのペット飼育マナーの向上などが求められています。

《資源循環》

■ごみの排出状況

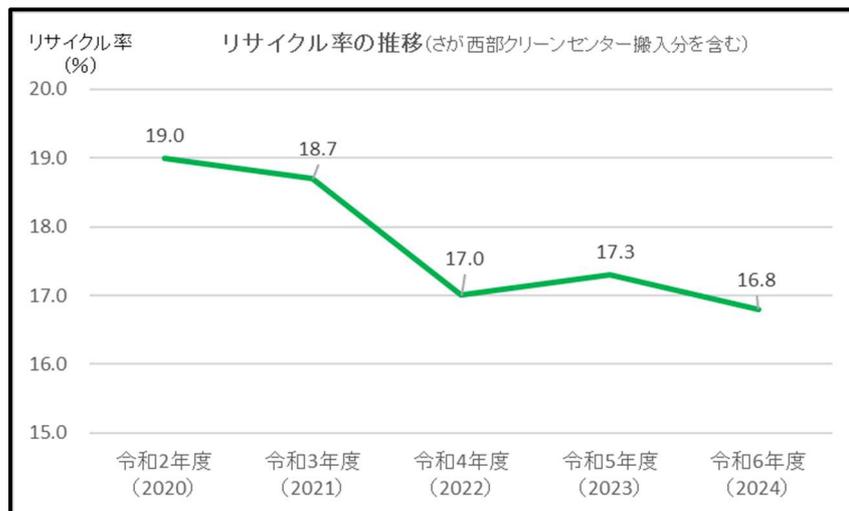
本町のごみ総排出量、1人1日あたりのごみ排出量は、緩やかな減少傾向にありますが、更なるごみ排出量の削減が今後の課題となっています。国内では、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などを踏まえ、令和2年7月からレジ袋の有料化が始まり、使い捨てプラスチックに依存した生活様式の変革が求められています。



【図：ごみ総排出量、1人1日あたりのごみ排出量の推移】 資料：担当課資料

■資源化の状況

さが西部クリーンセンター（伊万里市松浦町）が平成28年に開設され、搬入ごみからスラグやメタル、鉄類やアルミ類の資源化が可能となり、※リサイクル率（回収した資源量／ごみ総排出量×100）は向上しています。しかしながら、本町の資源ごみ（紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類等）の排出量は低下傾向にあります。今後は、ごみ総排出量の削減とともに資源化率の向上を図る工夫が必要となっています。さらに、本町の基幹産業である農業系の残さ（玉葱・レンコン等）等の利活用を考えることが課題です。



【図：リサイクル率の推移】 資料：担当課資料

《地球温暖化防止対策》

■地球温暖化の緩和

地球温暖化は、本町の基幹産業である農林水産業にも影響を与える環境問題です。現在、地球温暖化も要因と考えられる局地的大雨、*高潮等が増加することが予測されており、本町でも前線や長雨による豪雨災害により、多数の住家・非住家で床上・床下浸水被害が発生し、畳や家具、粗大ごみなどの災害廃棄物の収集を行いました。そのため、地球温暖化を防止するための取り組みを進めることが必要です。

■*地球温暖化への適応

ある程度の地球温暖化の影響は避けることができないといわれており、本町でも局地的大雨による土砂災害、地すべり、宅地・道路・農地等の冠水、高潮による農作物への潮風害が懸念されます。そのため、地球温暖化を防止するための取り組みを進めつつ、被害を想定した防災対策などに取り組むことが必要となっています。

《環境教育、協働》

■情報発信・情報共有

本町では、環境に関する情報発信を広報白石や町のホームページ等で行ってきました。しかし、町民アンケート調査では、「環境に関する情報提供」の満足度は高いとはいえない状況です。今後は、環境に配慮した行動の後押しとなるように、経済的な効果が期待できることや、自分の行動が環境に貢献していることが目に見えて実感できること等、具体的な取り組みにつながる情報を発信するとともに、情報共有にも力を入れていくことが求められています。

■環境教育・人材育成

本町では、各学校の総合的な学習の中で、農業体験や有明海のこと、ごみ問題等についての環境学習が行われています。しかし、町民アンケート調査では、「学校・地域での環境学習の実施」「人材育成の推進」の満足度は高いとはいえない状況です。環境保全意識を育むために、日常生活や事業活動、地域活動における環境に配慮した行動を増やすことや、学校だけでなく、ライフステージに応じた環境学習の機会を提供することが求められています。

■協働・交流

環境問題の解決のためには、日常生活や事業活動の中で、一人ひとりが環境に配慮する意識を持ち行動することが重要であり、また、町民・事業者・町の協働が欠かせません。そのためには、町民や事業者の社会参加意識の醸成とともに、町民や事業者が柔軟に地域の環境保全活動や地域資源の維持活動に参加・協力できる体制づくりが必要となっています。

第3章 基本理念と目指すべき環境像

第1節 基本理念

「白石町環境基本条例」には、人と自然が共生する快適な環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)についての基本理念が第3条に定められています。

「目指すべき環境像」は、この理念に沿っています。

白石町環境基本条例（抜粋）

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、町民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、町、町民及び事業者のそれぞれの役割に応じた責務のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。

第2節 目指すべき環境像

本町において環境保全の取り組みを進めるにあたり、目指すべき環境像を設定します。

環境像

自然環境と共生し 豊かに住める豊穡のまち

<将来の世代へ継承したい白石町の環境の姿>

自然環境

本町では、杵島山系、白石平野、有明海等の自然環境から恵みを受けて、農業や漁業が盛んに行われています。おいしい農水産物は、本町の魅力となり、町内外の人に喜ばれています。これらの恵みは、私たちの暮らしを支え、うるおいを与えると同時に、さまざまな生きものに生育・生息環境を提供しています。



共生

本町では、山や田、畑、河川、海等が生活の身近にあります。町民・事業者・町は、これらを持続的に活用していくために、日常生活や事業活動の中で可能な範囲で、環境に配慮しています。



豊かに住める豊穡のまち

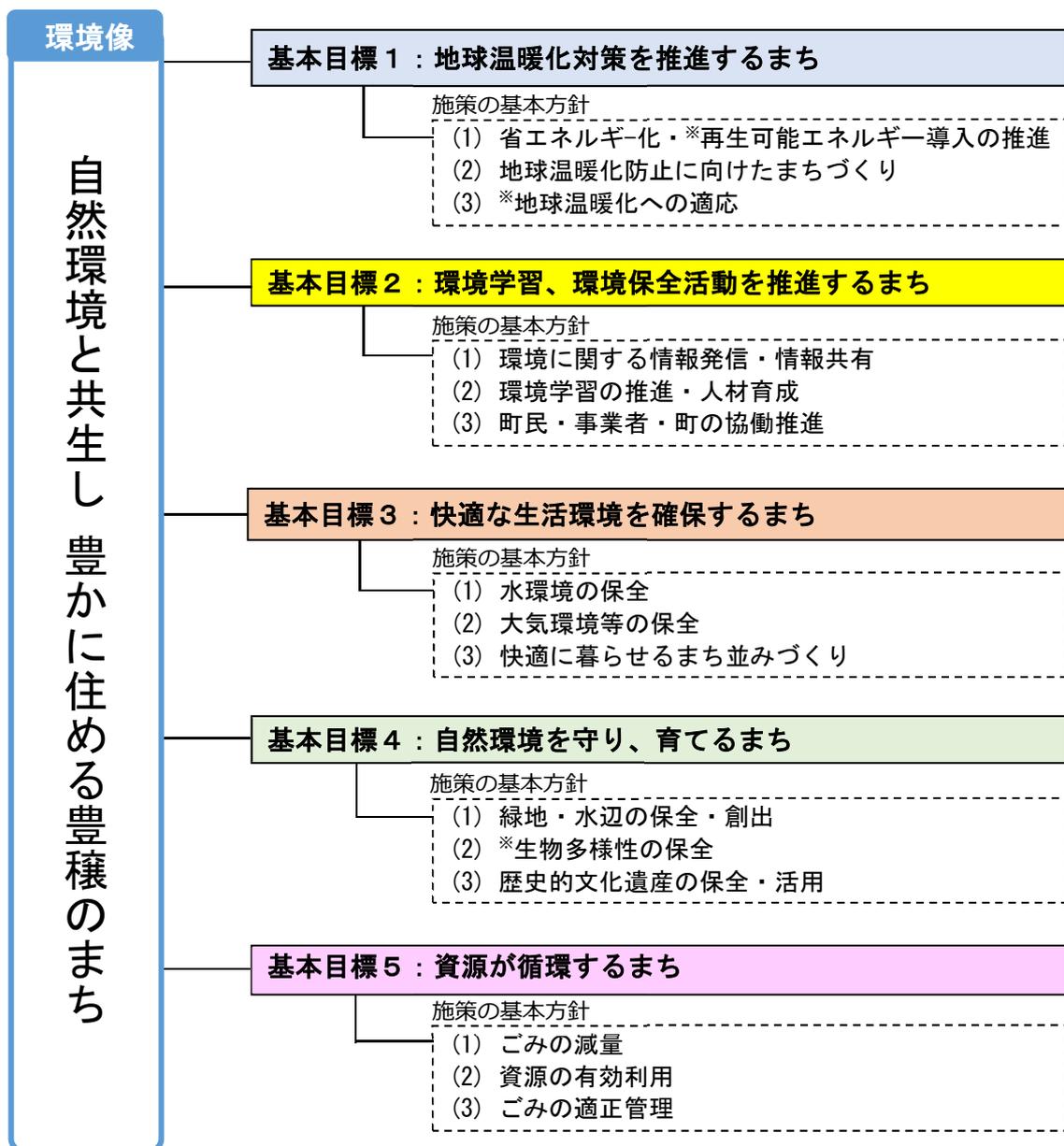
町民・事業者・町は、それぞれの立場で、自然環境の保全や快適な生活環境の確保、貴重な資源の循環、地球温暖化対策等を考え、行動を起こしています。また、本町の豊穡の大地と海の恵みを活用しながら、心豊かに住めるまちを自分達の手で守ることに誇りと自信を持っており、良好な環境を将来の世代に引き継いでいます。



第4章 環境像の実現に向けた取り組み

第1節 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりとします。環境像の実現に向けた5つの「基本目標」を設け、その下に「施策の基本方針」を掲げ、それぞれに町、町民、事業者の取り組みを示します。なお、基本目標は令和7年に実施したアンケート調査結果で町民・事業者の皆さんの関心度・重要度が高い順に並べています。



【図：本計画の施策体系】

第2節 具体的な施策

<p>基本目標 1</p>	<p>地球温暖化対策を推進するまち</p>
<p>令和17年度までの目標</p>	<p>■町の事務事業における「温室効果ガス総排出量」（令和6年度2,315,872kg-co2）を令和17年度までに1,553,000kg-co2以下にすることを目指します。（生活環境課）</p>
<p>施策の基本方針</p>	<p>(1) 省エネルギー化・※再生可能エネルギー導入の推進 (2) 地球温暖化防止に向けたまちづくり (3) ※地球温暖化への適応</p>
<p>関連する ※SDGs 推進ロゴ</p>	

令和17年度までの目標のうち、「■」印は「第4次白石町総合計画」に示されている数値目標です。



水上太陽光発電施設(有明貯水池)

(1) 省エネルギー化・※再生可能エネルギー導入の推進

町の取り組み

＜施策1：省エネルギー化の推進＞

- ① 家庭や事業所でできる省エネルギー化の方法を広報白石や町のホームページ等で普及啓発を行います。(生活環境課)
- ② 建て替え住宅の建設に当たっては、出来る限り※トップランナー基準の建材の利用を推進します。(建設課)
- ③ 農地集積・集約化を推進し、農業に係るコスト低減を図り、脱炭素化や環境対応技術、省力化の推進を図ります。(農業振興課)

＜施策2：再生可能エネルギーの導入推進＞

- ① 公共用施設への電気自動車用急速充電器の設置推進及び適正な維持管理により、「環境にやさしいまちづくり」への取り組みをアピールします。(生活環境課)
- ② 県の事業を活用し、家庭用の自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を合わせた導入支援を行います。(生活環境課)

＜施策3：全庁的な地球温暖化対策の推進＞

- ① 全庁的な地球温暖化対策を示した、地球温暖化防止実行計画を定期的に見直し、庁内での周知徹底を図ります。(生活環境課)
- ② 通年エコスタイルに取り組み、職員の省エネに対する意識改革の徹底を図ります。(総務課)
- ③ 公共施設への省エネルギー機器(LED照明器具等)の導入を推進します。(企画財政課)
- ④ 2050年※カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素社会に繋がる取組を啓発・推進します。(生活環境課)

【注】「町の取り組み」項目の末尾に記載の()内は、担当部署名

町民の取り組み

◇ 地球温暖化対策のために・・・

- ・ こまめに照明を消す等、家庭でできる省エネルギー化に取り組みます。
- ・ 省エネルギー機器（LED照明器具等）の購入・利用を心がけます。
- ・ 住宅への二重サッシや断熱材等の導入を検討します。
- ・ 住宅への※太陽光発電システムの導入等、再生可能エネルギー機器の導入を検討します。

事業者の取り組み

◇ 地球温暖化対策のために・・・

- ・ 事業活動の中でできる省エネルギー化に取り組みます。
- ・ 省エネルギー機器（LED照明器具等）の購入・利用を心がけます。
- ・ 事業所への※太陽光発電システムの導入等、※再生可能エネルギー機器の導入を検討します。



電気自動車用急速充電器(福富ゆうあい館)

(2) 地球温暖化防止に向けたまちづくり

町の取り組み

＜施策1：町全体での地球温暖化対策の推進＞

- ① 町有地の有効活用と※再生可能エネルギーを活用したまちづくりを進めます。（企画財政課）

＜施策2：自動車からの※温室効果ガスの排出抑制＞

- ① 自家用車の利用削減の呼びかけ等、自動車の利用削減に取り組みます。（企画財政課・建設課）
- ② 町民との協働により、道路等環境整備事業に取り組みます。（建設課）

＜施策3：※地産地消の推進＞

- ① 給食用に使用する食材について、地場産品を活用した地産地消を進めます。（学校教育課）
- ② 各食育の場での食育推進活動の中で、地産地消や食品ロスの取組を推進します。（保健福祉課）
- ③ 町内での地場産品の利用を推進します。（商工観光課）

町民の取り組み

☆ 地球温暖化の防止に向けたまちづくりに協力するために・・・

- ・ 自動車を利用する際は、※アイドリングストップ等の※エコドライブに努めます。
- ・ ハイブリッド車や電気自動車等の※低公害車の利用を検討します。
- ・ 遠方から商品を運ぶためには、多くのエネルギーを利用します。そのため、可能な限り地場産品の利用を心がけます。
- ・ 住宅に緑のカーテンの設置を心がけます。

事業者の取り組み

◇ 地球温暖化の防止に向けたまちづくりに協力するために・・・

- ・ 自動車を利用する際は、※アイドリングストップ等の※エコドライブに努めます。
- ・ ハイブリッド車や電気自動車等の※低公害車を社有車として利用することを検討します。
- ・ 事業所に※緑のカーテンの設置を心がけます。
- ・ 食材の購入時等、地場産品の利用を検討します。その他、可能な限り地場産品の販売・購入を検討します。
- ・



令和3年8月豪雨による災害廃棄物（役場庁舎東側テニスコート駐車場）



令和3年8月豪雨による海岸漂着物（有明海岸堤防付近）

(3) ※地球温暖化への適応

町の取り組み

＜施策1：地球温暖化への適応策の検討＞

- ① 白石町地域防災計画等により、災害対策を庁内全体で対応できるようにします。(総務課)
- ② スムーズな排水体系の確保のため、町排水施設の適正な管理を行います。(農村整備課・建設課)
- ③ 県や関係団体などとの連携・協力を検討しながら、災害廃棄物を迅速に適正処理ができる体制を構築します。(生活環境課)

＜施策2：地球温暖化への適応策の推進＞

- ① 農業用水路の用水断面での用水管理や降雨前の事前排水の啓発を行います。(農村整備課)
- ② 町内で組織する用・排水調整協議会委員の連携強化により、大雨等での浸水被害の軽減を図ります。(農村整備課・建設課)
- ③ 国及び県による海岸保全事業の早期完了に向けて関係機関と連携し、町民への理解促進を図ります。(農村整備課)

町民の取り組み

◇ 地球温暖化に適応するために・・・

- ・ 災害時の避難ルートをあらかじめ確認しておきます。
- ・ 住宅近くの側溝にごみがたまっていないかを定期的に点検し、必要に応じて掃除を行います。

事業者の取り組み

◇ 地球温暖化に適応するために・・・

- ・ 災害時の避難ルートをあらかじめ確認しておきます。
- ・ 大雨の際は、農業用水路の予備排水に協力します。

【コラム】地球温暖化防止や環境保全につながる設備機器について

設備名	設備・環境保全効果の説明
太陽光発電システム	ソーラーパネル等を用い太陽の光エネルギーを電気に変換するシステム。住宅用では出力（発電能力）4.5kWの太陽光発電システムが一般的で、約20~30m ² の設置面積が必要。発電時に温室効果ガス等を排出しない。
家庭用燃料電池 （エネファームなど）	都市ガスやLPガス中の水素と酸素を使って発電し、その際の熱で給湯も行うシステム。発電時に温室効果ガス等を排出しない。
高効率給湯器 （エコキュートなど）	エネルギーの消費効率に優れた給湯器のこと。
家庭用蓄電池	太陽光などで発電した電気の余剰分を貯めることができる。
住宅の高断熱化 ・高気密化	ペアガラス（二重サッシ）にしたり、壁、天井、屋根などに断熱材を入れて高断熱化・高気密化を図ることで、冷暖房を効率よく利用できる。
ZEH（ゼッチ）	高い断熱性能、高効率な省エネ機器、再生可能エネルギーなどを組み合わせ、エネルギー収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。
電気自動車	バッテリーに蓄えた電気のみでモーターを回転させて走る自動車。走行中にCO ₂ や有害物質を排出しない。
ハイブリッド自動車	ガソリンなどの内燃機関（エンジン）と電気によるモーターを組み合わせた自動車。従来の自動車と比べて燃費が良くCO ₂ 排出量も削減可能である。
電動アシスト自転車	ペダルを踏む力を、電動モーターを用いて補助する自転車。ガソリン燃料の自動車やバイクの代わりに利用することで、温室効果ガスの排出削減につながる。
宅配ボックス	不在時にも荷物を受け取ることができる宅配用の収納ボックス。集合住宅だけでなく、戸建住宅用の宅配ボックスも発売されている。再配達防止により配達車両使用による温室効果ガスの排出削減につながる。
環境負荷の少ない 電気契約への切替え	電気小売事業者により再エネ由来の電気を使用するプランが設定されている。プランによっては温室効果ガス排出量実質ゼロで発電した電気を契約できる。
電動生ごみ処理機	生ごみを破碎・乾燥することで、量や臭いを減らすことができる。堆肥化機能があるものもある。ごみの量の削減が望める。
コンポスト	専用容器またはダンボールにより生ごみを堆肥化することができる。ごみの量の削減が望める。

【コラム】 デコ活とは？



地球温暖化が進行している中、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、**国民・消費者の行動変容**が求められています。そこで、**具体的な行動指針**を示し**ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動**として、「**デコ活**」が発足されました。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等が連携し、国民の皆様の新しい暮らしを後押しすることを目指しています。



具体的な取り組み事例として、3分野計13種類の

「**デコ活アクション**」を設定しています。

より詳しく知りたい方は、ポータルサイトをご確認ください。

●ポータルサイト QR コード



デコ活アクション まずはここから！

- デ 電気も省エネ 断熱住宅 >
- コ こだわる楽しさ エコグッズ >
- 力 感謝の心 食べ残しゼロ >
- ツ つながるオフィス テレワーク >

出典：環境省、「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」

URL: <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

基本目標2	環境学習、環境保全活動を推進するまち
令和17年度までの目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境に関する講座の開催（令和6年度6回/年）を令和17年度までに8回/年以上の開催を目指します。（生活環境課） ● 町民・事業者の※クリーンデー参加率（令和7年度78.6%）を令和17年度までに80%以上にすることを目指します。（生活環境課）
施策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境に関する情報発信・情報共有 (2) 環境学習の推進・人材育成 (3) 町民・事業者・町の協働推進
関連するSDGs推進ロゴ	

令和17年度までの目標のうち、「■」印は「第4次白石町総合計画」に示されている数値目標であり、「●」印は本計画独自の数値目標です。



小学4年生を対象とした環境学習

(1) 環境に関する情報発信・情報共有

町の取り組み

＜施策1：環境に関する情報の発信＞

- ① 省エネルギー化及びごみの資源化・リサイクルの推進に向け、広報紙、ホームページ、行政放送、SNS等の多様な広報媒体を活用した情報発信を行い、住民や事業者の環境意識の向上を図ります。（生活環境課）
- ② 町公式LINEなどを活用し、ごみの出し方やごみ分別方法の検索など、ごみに関する情報の提供に努めます。（生活環境課）

＜施策2：環境に関する情報の共有＞

- ① 町民や事業者による環境保全活動の取組事例をホームページで紹介し、情報共有と活動の見える化を推進します。（生活環境課）
- ② 図書館内に、地球温暖化問題や環境保全の大切さについての特設コーナーを設けます。（生涯学習課）

町民・事業者の取り組み

◇ 環境に関する情報を得るために・・・

- ・ 広報白石や町のホームページ、ケーブルテレビの行政放送等で環境に関する情報を得るとともに情報を発信し、情報の共有に努めます。



地区公民館における出前講座

(2) 環境学習の推進・人材育成

町の取り組み

<施策1：学校での環境教育の充実>

- ① 各学校の総合的な学習の時間に、農水産業や有明海の干潟の成り立ち、ごみ問題、
※再生可能エネルギー等について学ぶ機会をつくれます。(学校教育課)

<施策2：町民や事業者への環境学習機会の提供>

- ① 環境に関する教室・講座を開催します。(生活環境課・生涯学習課)
② 下水道の役割やごみの減量方法等の出前講座を行い、環境に対する理解と意識高揚に努めます。(生活環境課)

<施策3：環境保全活動を担う人材育成>

- ① 佐賀県が進めている、環境について教えることができる人材の育成と活用に関する取り組みを町民や事業者に紹介し、町内の人材育成を進めます。(生活環境課)

町民・事業者の取り組み

- ◇ 環境について学ぶために・・・
・ 環境に関する教室や講座に参加します。
- ◇ 環境保全活動を推進する人材となるために・・・
・ 町や団体が行う環境に関する出前講座や自然観察会等に参加・協力します。



水辺における環境学習会（縫ノ池周辺）

(3) 町民・事業者・町の協働推進

町の取り組み

＜施策1：協働による環境保全活動の推進＞

- ① ＊クリーンデーを年に2回実施し、地域一体となった環境美化活動を推進します。
(生活環境課)
- ② 多面的機能支払交付金の活用により、農道、水路等の軽微な補修、景観形成等の農村環境の良好な保全を図る共同活動を支援します。(農村整備課)
- ③ 町民、事業者、地域環境活動団体等で構成される環境審議会において本計画の進捗確認を行います。(生活環境課)
- ④ 有明海再生に向けた取組として「浜の活力再生プラン」を基に、漁業者や漁協等で構成される多面的活動組織と連携し、海域漂流ごみの清掃活動、稚貝の沈着促進や海底耕耘により、二枚貝類資源の維持・回復を始めとした、漁場環境の保全に努めます。(農村整備課)

＜施策2：広域連携の推進＞

- ① 「六角川・松浦川水系水質保全対策協議会」に参加し、周辺自治体と協力して、河川水質の改善に取り組みます。(建設課・生活環境課)

町民・事業者の取り組み

- ◇ 環境保全活動に参加するために・・・
- ・クリーンデーに参加します。
 - ・地域で行われる環境保全活動に参加します。

基本目標 3	快適な生活環境を確保するまち
令和17年度までの目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空き家・空き地バンクの登録件数を令和8～17年度の累計で150件以上、利活用件数を130件以上とすることを目指します。(総合戦略課) ■ 水洗化率(令和6年度65.2%)を令和17年度までに75.0%以上にすることを目指します。(生活環境課) ● 汚水処理人口普及率(令和6年度75.0%)を令和17年度までに80.0%以上にすることを目指します。(生活環境課) ● 河川等の水質の環境基準達成率(令和7年度38.3%)を令和17年度までに75%以上にすることを目指します。(生活環境課)
施策の基本方針	<p>(1) 水環境の保全</p> <p>(2) 大気環境等の保全</p> <p>(3) 快適に暮らせるまち並みづくり</p>
関連するSDGs推進ロゴ	  

令和17年度までの目標のうち、「■」印は「第4次白石町総合計画」に示されている数値目標であり、「●」印は本計画独自の数値目標です。



白石町マンホールカード

(1) 水環境の保全

町の取り組み

＜施策1：汚水処理対策の推進＞

- ① 下水道事業と浄化槽整備の推進を図ります。(生活環境課)

＜施策2：河川・水路の水質検査の実施と公表＞

- ① 河川・水路の水質検査を毎年行い、水質の状況を確認し結果を公表します。(生活環境課)

＜施策3：水環境の改善に向けた呼びかけの推進＞

- ① 家庭でできる水質改善の方法を、広報白石や町のホームページ等で発信します。(生活環境課)

町民の取り組み

◇ 河川・水路の水質改善のために・・・

- ・ 使用して汚れた食器はキッチンペーパー等で拭き取ってから、適量の洗剤で洗います。
- ・ 洗濯や洗車等で洗剤を使う際は、適切な量を使用し、家庭からの汚れた水の排水を減らすように努めます。
- ・ 下水道が整備された際は、速やかに接続します。
- ・ 浄化槽は定期的に保守点検と清掃を行います。
- ・ 町内の水質に関心を持ちます。
- ・ 家庭用の燃料タンクや配管設備の適正管理を行い、油流出事故防止に努めます。

事業者の取り組み

◇ 河川・水路の水質改善のために・・・

- ・ 法令に従って処理した水を河川・水路に排水します。
- ・ 農薬や肥料を利用する際は、適正な使用方法と量を守ります。
- ・ 町内の水質に関心を持ちます。
- ・ 業務用の燃料タンクや配管設備の適正管理を行い、油流出事故防止に努めます。

(2) 大気環境等の保全

町の取り組み

<施策1：大気環境の保全>

- ① 大気、騒音、振動、悪臭等に関する苦情の発生要因者への改善指導や助言等を行い、公害の防止に努めます。(生活環境課)

<施策2：野外焼却の防止>

- ① 麦わらや稲わらのすき込み等を町民や事業者に促し、野外焼却の防止を周知啓発します。(農業振興課)
- ② 広報白石や町のホームページ等で野外焼却の禁止について発信します。また、野焼き等による悪臭については、消防署、警察署等と連携し、監視・指導を行います。(生活環境課)

町民の取り組み

◇ 良好な大気環境を守るために・・・

- ・ 原則として、家庭での野外焼却は行わず、分別ルールに従ってごみに出します。
- ・ 自動車の定期点検を行います。
- ・ ハイブリッド車や電気自動車等の[※]低公害車の利用を検討します。

事業者の取り組み

◇ 良好な大気環境を守るために・・・

- ・ 農業系の残さ(稲わら、麦わら等)等の野外焼却を行わず、適切に処理します。
- ・ 自動車の定期点検を行います。
- ・ ハイブリッド車や電気自動車等の[※]低公害車を社有車として利用することを検討します。

(3) 快適に暮らせるまち並みづくり

町の取り組み

＜施策1：空家等の適正管理の促進と活用方法の検討＞

- ① 空家等の管理者に適正管理を呼びかけます。改善のないものは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき対応します。(総合戦略課・生活環境課)
- ② 空き家・空き地バンク制度を推進し、移住・定住を促進します。(総合戦略課)

＜施策2：ごみの不法投棄の防止＞

- ① 不法投棄防止看板や監視カメラを設置します。(生活環境課)
- ② 環境保全監視員を委嘱し、不法投棄防止のための定期的な巡回を行います。(生活環境課)

＜施策3：良好な景観の保全＞

- ① 歌垣公園において、毎年つつじを補植し、公園一帯の景観保全に努めます。(商工観光課)
- ② 白石町青少年育成町民会議とともに「しろいし花いっぱい運動事業」を実施します。(生涯学習課)
- ③ 町道や農道の整備については、町民との協働も検討し、早めに補修します。(建設課・農村整備課)

＜施策4：ペットの適正飼養の促進＞

- ① 広報白石や町のホームページ等でペットの適正飼養（ペットのふんの始末等）についての情報を発信します。(生活環境課)
- ② 飼い主のいない猫に関する相談や苦情を解決するため、地域猫活動の普及・推進を図ります。(生活環境課)

町民の取り組み

◇ 空家等の適正管理のために・・・

- ・ 空家等の所有者及び管理者は適正管理を行います。
- ・ 町の空家等の対策に協力します。

◇ 不法投棄撲滅のために・・・

- ・ ごみは、排出ルールに従って決められた日・場所に出します。

◇ 良好な景観形成のために・・・

- ・ 自宅周辺の清掃・除草を行います。
- ・ タバコの吸い殻やごみのポイ捨ては行いません。
- ・ 良好な景観や通行の妨げになるものを道路に放置しないようにします。
- ・ ペットのふんは家に持ち帰ります。

事業者の取り組み

◇ 不法投棄撲滅のために・・・

- ・ ごみは、排出ルールに従って決められた日・場所に出します。

◇ 良好な景観形成のために・・・

- ・ 事業所周辺の清掃・除草を行います。
- ・ 良好な景観や通行の妨げになるものを道路に放置しないようにします。
- ・ 農作業時等、道路にどろが落ちたときは、早めに片付けます。



不法投棄防止看板



野焼禁止看板



犬のフン啓発看板

<p>基本目標 4</p>	<p>自然環境を守り、育てるまち</p>
<p>令和17年度までの目標</p>	<p>■新規就農者（令和6年度 23名）を令和17年度までに累計200名以上となるよう、毎年20名程度の確保を目指し、農地保全による自然環境や景観の維持に努めます。（農業振興課）</p> <p>■造林事業面積進捗率を（令和6年度 16.1%）を令和17年度までに45.9%以上にすることを目指します。（農村整備課）</p>
<p>施策の基本方針</p>	<p>(1) 緑地・水辺の保全・創出 (2) ※生物多様性の保全 (3) 歴史的文化遺産の保全・活用</p>
<p>関連するSDGs推進ロゴ</p>	

令和17年度までの目標「■」印は「第4次白石町総合計画」に示されている数値目標です。



ぬいのいけ
縫ノ池のキャンドルナイト

(1) 緑地・水辺の保全・創出

町の取り組み

＜施策1：地域の農水産業の活性化＞

- ① 優良農地の保全を図るため、農業振興計画・関係法令に基づき、乱開発の防止、計画的な土地利用を図ります。＊（農業振興課・農業委員会）
- ② 集落営農法人や担い手農家を中心とした農地の受け手拡大を図るとともに、農地パトロール等の実施により遊休農地や耕作放棄地の減少に取り組みます。（農業振興課・農業委員会）
- ③ 新規就農者、農業後継者の育成支援を行い、農村環境の維持・保全に努めます。（農業振興課）
- ④ 白石ブランドのPRを行い、町内農水産物の作付け拡大を図ります。（商工観光課）
- ⑤ 生産性の向上、就労環境の改善及び生産拠点漁港としての水産業の発展を図るため、住ノ江漁港整備の令和10年度までの完了を目指します。（農村整備課）

＜施策2：環境に配慮した農水産業の推進＞

- ① 化学農薬・肥料の削減、有機農業の拡大への支援など、環境負荷低減に向けた取組を推進します。（農業振興課）
- ② いのしし、カラス等による農水産物の食害を防止するため、電気牧柵の設置、猟友会による有害鳥獣の駆除等を行います。（農業振興課）
- ③ スマート農業技術の普及拡大を図り、生産性の向上及び環境負荷の低減を図ります。（農業振興課）

＜施策3：緑地の保全・創出＞

- ① 町有林の保育下刈や間伐除伐等を適切に行うとともに、荒廃した私有林人工林については、町が森林環境譲与税を活用して、適切な間伐を実施することにより、森林環境の保全に努めます。（農村整備課）
- ② 間伐等の森林資源の管理作業体系を確立し、林道の機能発揮と耐用年数の確保を図るための維持管理（伐開清掃）や維持工事を行います。（農村整備課）
- ③ 多面的機能支払交付金を活用し、地域住民の共同活動による農地、農道、水路等の維持補修、長寿命化のための活動を支援します。（農村整備課）
- ④ 公園等において、除草作業等による環境保全及び害虫等の発生の抑制を図ります。（商工観光課・建設課・農村整備課）

＜施策4：水辺の保全・整備＞

- ① 国・県管理の河川の整備については、適宜要望活動を行います。また、町管理の準用河川については、適正な維持管理を行います。（建設課・農村整備課）
- ② 縫ノ池や貯水池及びその周辺の自然環境の保全を推進します。（生活環境課・農村整備課）
- ③ 農業用水路については、多面的機能支払交付金の活用による地域活動及び県、町により補修整備を行います。（農村整備課）
- ④ 水路等の補修・更新については、地域住民の協働活動を推進します。（建設課）

町民の取り組み

- ◇ 地域の農水産業の活性化のために・・・
 - ・ 地場産品を日常での料理に利用します。
- ◇ 緑地や水辺の保全のために・・・
 - ・ 公園での除草作業等の維持管理活動に参加・協力します。
 - ・ 地域の緑化や植樹活動等に参加・協力します。
 - ・ 河川や水路等の清掃活動に参加します。

事業者の取り組み

- ◇ 地域の農水産業の活性化のために・・・
 - ・ 地場産品の利用を心がけ、利用していることを消費者にアピールします。
- ◇ 緑地や水辺の保全のために・・・
 - ・ 環境に配慮した農林水産業を営みます。
 - ・ 宅地開発等を行う際には、周辺の緑や水辺、景観に配慮します。
 - ・ 公園での除草作業等の維持管理活動に参加・協力します。
 - ・ 地域の緑化や植樹活動等に参加・協力します。
- ・ 河川や水路等の清掃活動に参加します。

(2) ※生物多様性の保全

町の取り組み

＜施策1：生物多様性の保全に関する情報の発信＞

- ① 農水産業や生態系に影響を及ぼす※特定外来生物の防除や取り扱いに関する情報を提供します。(生活環境課)
- ② 学校等において、特定外来生物の扱い方や白石町で確認できる生きものについて学ぶ機会の提供に努めます。(生活環境課・学校教育課)

＜施策2：生物多様性の保全に向けた活動の支援＞

- ① 生物多様性の重要性について普及啓発を行い、多様な生きものの保全に向けた活動を支援します。(生活環境課)
- ② コウノトリは健全な水辺環境と豊かな生態系がなければ生息できない鳥であるため、生物多様性の保全の象徴として、コウノトリの保護を積極的に行っていきます。(生涯学習課)

町民の取り組み

- ◇ 本町の生物多様性を知るために・・・
 - ・ 本町にどのような生きものが生育・生息しているのか、日常生活の中で注意を払うようにします。
- ◇ 生きものの生育・生息場所を守るために・・・
 - ・ 緑地や水辺等、生きものから生育・生息環境を奪わないように配慮します。
 - ・ 生きものの生育・生息場所を守る活動に参加します。
 - ・ 外来生物を飼育する場合は、適正な飼育を行います。

事業者の取り組み

- ◇ 生きものの生育・生息場所を守るために・・・
 - ・ 生きものの生育・生息環境に配慮した事業を行います。
 - ・ 生きものの生育・生息場所を守る活動に参加します。

(3) 歴史的文化遺産の保全・活用

町の取り組み

＜施策1：歴史的文化遺産の保全・伝承＞

- ① 指定文化財維持管理委託契約の締結や保存修復事業への補助金の交付等により、指定文化財の保存を図ります。(生涯学習課)
- ② 出前講座等を通じて各種文化財の紹介・現地案内を行います。また、広報白石の「あるある文化財」で各種文化財を紹介します。(生涯学習課)
- ③ 世代交代により貴重な歴史や文化に対する保全意識が希薄化しないために、後世へ伝え残していくための活動を推進します。(生涯学習課)
- ④ 町文化連盟・文化振興財団自主事業への補助金や文化関係の九州・全国大会出場に係る激励費、用具購入・修理に対する助成金の交付等を行い、地域の風習・伝統芸能を保存継承する団体の活動を支援します。(生涯学習課)
- ⑤ 学校等と協力して、地域の祭りへの参加者が増えるよう取り組みます。(生涯学習課・学校教育課)

＜施策2：歴史的文化遺産の活用＞

- ① 自然環境との調和を図り、案内看板等で景観や風貌を損なうことがない工夫を行います。また、関係各所・関係機関との連携を図るとともに、多様なツールを使った更なる観光情報の発信に努めます。(商工観光課)

町民の取り組み

◇ 歴史的文化遺産を守るために・・・

- ・ 地域の祭りに積極的に参加します。
- ・ 歴史的文化遺産について勉強します。
- ・ 歴史的文化遺産を守り伝承する活動に参加・協力します。

事業者の取り組み

◇ 歴史的文化遺産を守るために・・・

- ・ 地域の祭りに積極的に参加します。
- ・ 歴史的文化遺産に配慮した事業を行います。
- ・ 歴史的文化遺産を守り伝承する活動に参加・協力します。

【コラム】町内で確認された「特定外来生物」について

○特定外来生物とは？

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から国が指定する生きものです。

※条件付き特定外来生物とは？

特定外来生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部に該当しない）生きものです。特定生物に指定することで飼育手続きの手間を理由に野外に放す飼育者が増えることが想定されるため、指定されています。

<p>■ アライグマ</p> <p><u>指定理由</u> 農作物に対する被害や固有の在来種を捕食し、生態系を攪乱するおそれがあるため</p> <p><u>よく生息している場所</u> 都市部から森林・湿地帯までの水辺など</p>	
<p>■ オオキンケイギク</p> <p><u>指定理由</u> 分布拡大に伴う固有の在来種の減少や消失によって、在来の生態系に対する影響が大きい</p> <p><u>よく生息している場所</u> 河川敷や法面など</p>	
<p>■ オオフサモ</p> <p><u>指定理由</u> 繁殖力・再生力が非常に強く、在来主の駆逐や生態系・農業への悪影響が考えられるため</p> <p><u>よく生息している場所</u> 池沼、ため池、河川、水路など</p>	
<p>■ アメリカザリガニ ※条件付き特定外来生物</p> <p><u>指定理由</u> 水生植物の消失や水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こしたり、白斑病を保有し在来甲殻類に大きな影響を与えたりするため</p> <p><u>よく生息している場所</u> 田んぼ、用水路、池等の流れのない浅い水辺など</p>	
<p>■ アカミミガメ（ミドリガメ） ※条件付き特定外来生物</p> <p><u>指定理由</u> 在来のカメ類との餌や日光場所等を巡って競合し、在来カメ類及び水生生物、魚類、両生類等他の生態系への影響も大きい</p> <p><u>よく生息している場所</u> 池や河川、水路など</p>	

写真出典：環境省HP 外来生物写真集

(<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>)

基本目標5	資源が循環するまち
令和17年度までの目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1人1日当たりのごみの排出量（令和6年度 673g/人・日）を年間目標削減量▲5g/人日とし、令和17年度までに618g/人・日以下にすることを目指します。（生活環境課） ■ ※リサイクル率（令和6年度 16.8%）を令和17年度までに17.0%以上にすることを目指します。（生活環境課）
施策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみの減量 (2) 資源の有効利用 (3) ごみの適正管理
関連するSDGs 推進ロゴ	

令和17年度までの目標「■」印は「第4次白石町総合計画」に示されている数値目標です。



剪定枝葉の収集(チップ化によるリサイクル)

(1) ごみの減量

町の取り組み

＜施策1：ごみの発生・排出の抑制＞

- ① 可燃ごみの減量を図るため、生ごみの水切りや堆肥化、食品ロス削減などの取組を広報白石や町のホームページ等により普及啓発を行います。（生活環境課）

＜施策2：イベントでのごみの*発生抑制＞

- ① 多くの人が集まるイベントでは多量のごみが発生するため、その発生抑制と処理対策を講じます。（商工観光課）

町民の取り組み

◇ ごみの発生を抑えるために・・・

- ・ 家具や家電製品は、省エネルギー効率を考慮しつつ、可能な限り長く利用します。
- ・ マイボトルやマイバッグ等を利用します。
- ・ 不要な包装は断ります。
- ・ 環境に配慮した商品の利用を心がけます。
- ・ シャンプーや洗剤等の補充の際は、詰め替え商品を利用します。
- ・ 生ごみの水切りを徹底するとともに、生ごみ処理器や段ボールコンポストの導入を検討します。
- ・ 食品ロスの削減に努めます。

事業者の取り組み

◇ ごみの発生を抑えるために・・・

- ・ 商品開発を行う際に、廃棄時のことを考慮します。
- ・ 環境に配慮した商品の利用を心がけます。
- ・ 不要な包装は可能な限り行わないようにします。
- ・ 消費者にマイバッグの持参を呼びかけます。

(2) 資源の有効利用

町の取り組み

＜施策1：資源ごみの分別収集＞

- ① 資源ごみの分別収集を実施するとともに、その成果（収集量・活用方法）を可視化して情報発信することにより、資源ごみの継続的な収集につなげます。（生活環境課）

＜施策2：日常生活や社会活動で発生するごみの資源化＞

- ① 一般家庭における剪定枝葉の収集を行い、不法焼却や不法投棄の防止を図ります。（生活環境課）
- ② 下水汚泥の肥料化施設の整備等により、循環型農業の振興に努めます。（生活環境課）
- ③ 農業系の残さ（玉葱・レンコン等）の処分方法や資源化の推進方法を、農業関係機関とともに調査・検討します。（農業振興課）

町民の取り組み

◇ ごみの資源化を進めるために・・・

- ・ 町及び自治会、その他団体による有価物の分別収集に協力します。
- ・ リサイクル品の利用を心がけます。
- ・ 農業集落排水汚泥からつくられた肥料の利用を考えます。

事業者の取り組み

◇ ごみの資源化を進めるために・・・

- ・ ごみは可能な限り資源化に取り組みます。
- ・ リサイクルが可能な商品の開発を行います。

(3) ごみの適正管理

町の取り組み

＜施策1：ごみの排出ルールの徹底＞

- ① ごみの排出ルールを周知徹底し、適正なごみの排出を促します。(生活環境課)
- ② 外国人にごみの出し方や分別方法を理解してもらうため、ごみ関連情報の多言語化に取り組みます。(生活環境課)

＜施策2：集積所の適切管理＞

- ① 破損したごみゲージの修理、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためのネット等を配布し、集積所の適切な管理に努めます。(生活環境課)

町民の取り組み

- ◇ ごみの適正管理のために・・・
- ・ ごみは、町の排出ルールに従って、決められた日・場所に出します。

事業者の取り組み

- ◇ ごみの適正管理のために・・・
- ・ ごみは、町の排出ルールに従って、決められた日・場所に出します。
 - ・ 産業廃棄物は、最終処分するまで適正に管理します。

第5章 計画の推進体制・進行管理

第1節 推進体制

本計画を進める推進組織は、白石町環境審議会、白石町環境基本計画策定推進委員会（庁内検討組織）、（仮称）プロジェクト協議会とします。

(1) 白石町環境審議会

白石町環境審議会規則第2条に基づき、主に以下の任務を担います。

- ①町長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更並びに環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する。
- ②必要に応じ町長に対して環境の保全等に関する施策の推進について、助言及び提言をすることができる。

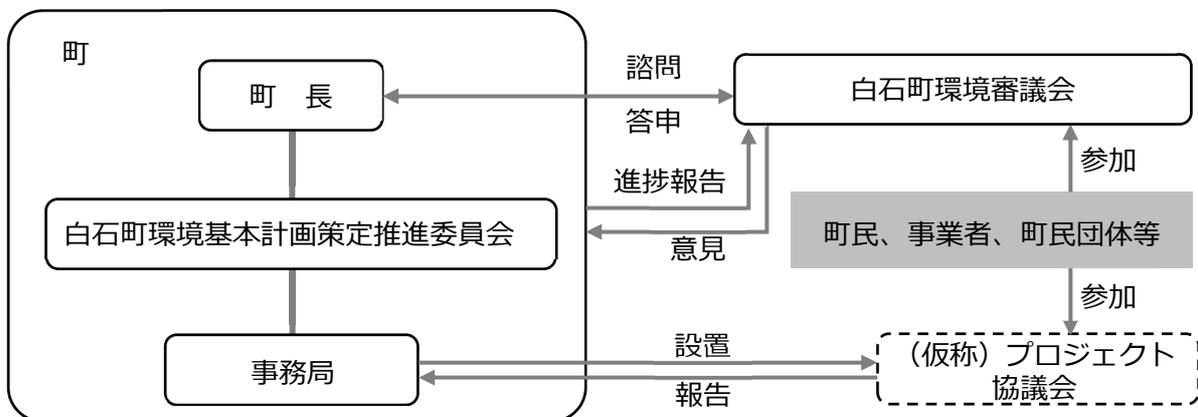
本組織は、関係団体の代表、学識経験を有する者など10人以内で構成します。

(2) 白石町環境基本計画策定推進委員会（庁内検討組織）

庁内の課を横断する組織として、本町の環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、本計画の策定及び進行管理を行います。本組織は、副町長を委員長とし、環境関連施策に係る課（局）の課長、課長補佐または係長で構成します。

(3) （仮称）プロジェクト協議会

本計画の推進にあたり、重点的に取り組むプロジェクト等が、白石町環境審議会、白石町環境基本計画策定推進委員会（庁内検討組織）において必要と判断された場合は、必要に応じて（仮称）プロジェクト協議会を設置します。



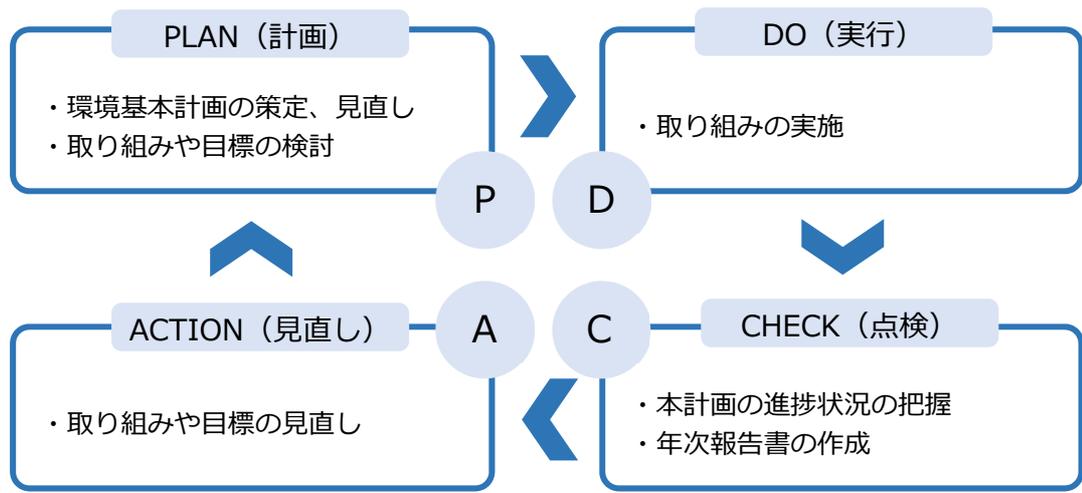
【図：推進体制】

第2節 進行管理

本計画の進行管理は、以下に示すP D C Aサイクルで行います。毎年、本計画の進捗状況を点検して年次報告書を作成し、町のホームページ等で公表します。

計画の中間年度などに必要に応じて取組や目標の見直しを行います。

町民・事業者の取組の進捗状況は、環境基本計画の見直しや改定を行う際に行うアンケート結果により把握します。



【図：進行管理】



白石町環境審議会
(令和7年度第1回審議の様子)

附 属 資 料

- 資料 1 白石町環境基本条例
- 資料 2 白石町環境審議会規則
- 資料 3 白石町環境審議会委員名簿
- 資料 4 諮問書及び答申書
- 資料 5 環境基本計画策定経過
- 資料 6 用語解説

資料1 白石町環境基本条例

白石町条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、人と自然が共生する快適な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、町、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、町民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、町、町民及び事業者のそれぞれの役割に応じた責務のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。

(町の役割)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、基本理念に基づき、町民及び事業者（以下「町民等」という。）と協働し、環境の保全等に努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に基づき、住みよい生活環境を築くため、自らの行動によつて、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町民は、町及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、自らの責任と負担において、その事業活動に伴う環境への負荷の軽減その他の環境の保全等に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

3 事業者は、環境の保全等に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってそ

の解決に当たるものとする。

- 4 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の*発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。
- 5 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、事業者は、町及び町民と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 町は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 大気、水、土壌、その他の自然環境要素が良好な状態に保たれることにより、人の健康と文化的な生活の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の適正な保全及び創造が図られること。

(2) 野生生物の種の保存、その他の生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の社会条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境が確保されること。

(4) 地域の特性を活かした美しい環境の形成及び歴史的文化遺産の保全が図られることにより、潤いとやすらぎのある良好で文化的な生活環境が形成されること。

(5) 資源の循環的な利用、エネルギーの消費抑制及び有効利用並びに廃棄物の排出の抑制等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、白石町総合計画（白石町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画をいう。）に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策内容

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、白石町環境審議会の意見を聴くものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(町の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町長は、町の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境の保全等について配慮しなければならない。

(環境の保全上の助言等)

第10条 町長は、環境の保全上の支障を防止するために必要な助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うことができる。

2 町長は、助言等を行ったときは、関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(町民等の活動への支援)

第11条 町は、町民等が行う環境への負荷の低減その他の環境に資する活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

第12条 町は、環境の保全等に関する公共的な施設の整備及び施策を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公園、緑地等の公共的施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利

用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第13条 町は、循環型地域社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習の振興等)

第14条 町は、町民等が環境の保全等に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、町民等が行う環境保全活動の促進並びに環境の保全等に関する教育及び学習の振興に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第16条 町は、環境の状況の把握その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査をするものとする。

(環境の保全等に関する施策の推進体制の整備等)

第17条 町は、関係団体相互の緊密な連携及び町の施策の調整を図り、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 町は、町民等と協力し、環境の保全等に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 町は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

(環境審議会)

第19条 町は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、白石町環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 関係団体の代表

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料2 白石町環境審議会規則

白石町規則第15号

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、白石町環境基本条例（平成27年白石町条例第7号）第19条第5項の規定に基づき、白石町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- (任務)
- 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更並びに環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する。
- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ町長に対して環境の保全等に関する施策の推進について、助言及び提言をすることができる。
- (任期)
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- (会長及び副会長)
- 第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (関係者の出席)
- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- (報告)
- 第7条 審議会は、会議事項に関し、必要な事項をその都度、町長に報告するものとする。
- (庶務)
- 第8条 審議会の庶務は、生活環境課において処理するものとする。
- (その他)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 附 則
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料3 白石町環境審議会委員名簿

(任期：令和7年10月9日～令和9年3月31日)

氏名	区分	備考
田口光雄	学識経験者	【審議会会長】 ・長崎大学 名誉教授
田島隆一	議会議員	・白石町議会 文教厚生常任委員会 副委員長
小池勝次	駐在員会代表	【審議会副会長】 ・有明地域駐在員代表 ・駐在員（深浦）
諸岡勝利	事業者代表	・白石地区農業生産資材廃棄物適正処理推進協議会 協議会長 ・JAさが白石地区たまねぎ部会 部会長
久原正博	環境保全監視員代表	・白石町環境保全監視員
坂口誠	地域環境活動団体	・有限会社 坂口モータース 代表取締役 ・白石町商工会会長
木下佳子	女性団体連絡会	・白石町女性団体連絡会 理事 ・白石町食生活改善推進協議会 会長
川崎春美	女性団体連絡会	・白石町女性団体連絡会 理事 ・白石町商工会 女性部部长
中村恭子	女性団体連絡会	・白石町女性団体連絡会 理事 ・白石町男女共同参画みらいネットの会 理事
百崎和彦	住民代表（公募）	・司法書士（ももぎき和司法書士事務所） ・しろいしコウノトリの会会員 ・日本野鳥の会佐賀支部会員 ・白石町情報公開・個人情報保護審査会委員

資料4 諮問書及び答申書

白生第 518 号
令和7年10月9日

白石町環境審議会会長 様

白石町長 田島 健一

第2次白石町環境基本計画の策定について（諮問）

本町の豊かな自然環境を保全し、将来の世代に継承することを目的として、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白石町環境基本計画を策定し、目標達成に向けた取組や計画の進行管理に努めています。

このような中、新たに策定する第4次白石町総合計画との整合性の確保、また、環境を取り巻く状況や地域課題の変化に対応する必要があることから、白石町環境基本条例第8条の規定により、貴審議会に第2次白石町環境基本計画策定に関する調査及び審議を求めます。

令和8年3月25日

白石町長 田島 健一 様

白石町環境審議会
会長 田口 光雄

第2次白石町環境基本計画の策定について（答申）

白石町環境基本条例第8条に基づき、令和7年10月9日付け白生第518号で諮問された第2次白石町環境基本計画について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

なお、本計画の適切な進行管理と町民・事業者・町行政の協働に努め、持続可能な社会の実現とともに、本町の豊かな環境が将来にわたって継承されることを要望します。

資料5 環境基本計画策定経過

1. 計画の沿革

- 平成27年4月 白石町環境基本条例の施行
- 平成28年2月 白石町環境基本計画策定【計画期間：平成28年度～令和7年度】
- 令和4年3月 白石町環境基本計画（中間見直し版）の策定
- 令和8年3月 第2次白石町環境基本計画策定【計画期間：令和8年度～令和17年度】

2. 計画の位置付け

環境基本法第15条において、国は環境基本計画策定が義務付けられていますが、都道府県や市町村などへの策定義務は規定されておりません。

本町は、白石町環境基本条例第8条において環境基本計画策定を規定しています。

3. 第2次計画の策定経過

年月日	会議等
令和7年 8月1日 ～8月22日	環境に関するアンケート調査の実施 対象者：・本町在住の17歳以上の1,000人の町民を年代別、地域別に無作為抽出 ・本町に事業所のある100事業者を業種別、規模別に無作為抽出 回答数（回答率）：・町民 358件（35.8%） ・事業者 50件（50.0%）
10月9日	第1回白石町環境審議会【計画策定にかかる諮問】
令和8年 2月3日	第1回白石町環境基本計画策定推進委員会
2月25日	第2回白石町環境審議会
2月26日～3月12日	第2次計画（素案）に関するパブリックコメント ・意見提出件数 0件
3月25日	答申書手交式【計画策定にかかる答申】

資料6 用語解説

<あ>

●アイドリングストップ

自動車が進んでいない時、エンジンをかけっぱなし（アイドリング）にしないこと。エネルギーの使用低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制の効果がある。

●エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法。急な発進をしないように心がけたり、無駄なアイドリングを止める等により、燃料の節約に努めることで、温室効果ガスの排出量を減らす効果が期待される。

●温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収し温室効果をもたらす気体の総称。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等がある。

<か>

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。また、全体としてゼロとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

●環境基準

人の健康の保護と生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つかを定めた行政上の政策目標。

●クリーンデー

本町において、春と秋のそれぞれ1回行われる町内一斉の清掃活動。

●光化学オキシダント

工場や自動車等から排出された窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、生成される二次的汚染物質の総称。

<さ>

●再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス等、一度利用しても再生することが可能な資源から持続可能な方法で生産されるエネルギー。

●佐賀西部導水路

白石平野地区の農業用水を安定的に供給するための土地改良事業において整備された水路。水源は嘉瀬川ダム。

●生物多様性

多様な生きものが存在していること。生態系、種間（種）、種内（遺伝子）の3つのレベルでの多様性があるといわれている。

<た>

●太陽光発電システム

太陽電池モジュールに太陽光が当たると発電するシステム。太陽電池モジュールとは、太陽の光を受けて電気を発生させるパネルである。

●高潮

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇する現象。

●地球温暖化への適応

既に起こりつつある、あるいは起こりうる地球温暖化の悪影響に対して、自然・社会システムの調節を行うこと。一方、大気中の温室効果ガス濃度の上昇を抑え、地球温暖化の進行を止めようとするを「緩和」という。

●地産地消

地域で生産された資源（農水産物等）をその地域で消費すること。遠い場所で生産された資源（農水産物等）を運ぶためには多くのエネルギーを使用するため、地産地消は、省エネルギー化の取り組みといえる。

●低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や粒子状物質等）の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れている等の環境性能に優れた自動車。低公害車には、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等がある。

●特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に対して被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生きものの中から環境省が指定しているもの。

●トップランナー基準

製造事業者等に、省エネルギー型の製品を製造するよう基準値を設けクリアするように課した「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の中の機械器具に係る措置に関する基準。

<は>

●発生抑制

環境負荷やごみの発生を抑制するために必要以上の消費・生産を抑制すること。

●微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粒子状物質のうち粒径 2.5 μm （ μm =100 万分の 1m）以下の小さなもの。浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾル等）のうち粒径が 10 μm （マイクロメートル： μm =100 万分の 1m）以下のもの。

<ら>

●リサイクル率

ごみ排出量に占めるリサイクル量の割合（%）。

●BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物が水中の有機物を分解する際に消費する水中の酸素量。河川において、有機物による水質汚濁を測る指標の一つとして使われている。

<C>

●COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。海水や湖沼の有機物による汚濁状況を測る指標の一つとして使われている。

<D>

●DO（溶存酸素量）

水中に溶解している酸素の量。一般に魚介類が生存するためには 3mg/L 以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/L 以上が必要といわれている。

<P>

●pH（水素イオン濃度）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標。

<S>

●SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略であり、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成される。

●SS（浮遊物質量）

水中に浮遊しているまたは懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質の量。数値が大きいほど、水が濁っていることを示す。

目次

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

附属資料

第2次白石町環境基本計画

発行：白石町役場 生活環境課 環境係
〒849-1192
佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247-1
TEL 0952-84-7118 FAX 0952-84-6611